

平成 29 年第 1 回

相楽郡広域事務組合議会定例会会議録

(平成 29 年 2 月 20 日)

平成29年第1回相楽郡広域事務組合議会定例会会議録

○招集年月日 平成29年 2月13日（月）

○告示年月日 平成29年 2月13日（月）

○招集の場所 相楽会館 会議室

○開 会 平成29年 2月20日（月） 午後2時00分

○閉 会 平成29年 2月20日（月） 午後4時55分

○出席議員（13名）

1番	西山 幸千子	2番	尾崎 輝雄
3番	炭本範子	4番	西岡政治
5番	大倉 博	6番	小西 啓
7番	宮崎 瞳子	8番	森田 喜久
9番	吉岡 克弘	10番	畠 武志
11番	杉浦 正省	12番	廣尾 正男
13番	倉 克伊	14番	杉岡 義信

○会議録署名議員

9番 吉岡 克弘 10番 畠 武志

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の氏名

代表理事（精華町長） 木村 要 理事（木津川市長） 河井 規子
理事（笠置町長） 松本 勇 理事（和束町長） 堀 忠雄
理事（南山城村長） 手仲 圓容
会計管理者（精華町会計管理者） 傑谷 浩二

○事務局職員出席者

事務局長 福田 全克 主幹 國子慶順
主査 南山新治

○議 事 日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 行政報告
- 第 4 同意第1号 相楽郡広域事務組合監査委員の選任について
- 第 5 議案第1号 相楽郡広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 6 議案第2号 平成28年度相楽郡広域事務組合一般会計補正予算（第2号）について
- 第 7 議案第3号 平成28年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第 8 議案第4号 平成29年度相楽郡広域事務組合一般会計予算について
- 第 9 議案第5号 平成29年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計予算について

平成29年 第1回 相楽郡広域事務組合議会定例会

平成29年2月20日（月）

相楽会館 会議室

（午後2時00分 開会）

○議長 定刻前でございますけれども、皆さんおそろいで始めさせていただきます。皆さん、こんにちは。ただいまの出席議員は全員であります。本日の会議に欠席の通告議員はありません。定足数に達しておりますので、これより平成29年第1回相楽郡広域事務組合議会定例会を開会いたします。

本定例会に傍聴の申し出がありますので、議長において、これを許可します。

広報用として写真撮影を許可していますので、御了承願います。

平成29年第1回相楽郡広域事務組合議会定例会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、各市町村議会での活動など公私極めて御多用の中、御出席賜り厚くお礼申し上げます。

2月も半ばを過ぎ、春の訪れも間近になってまいりましたが、まだまだ厳しい寒さの毎日であります。議員の皆様方には3月議会を控え、公私極めて御多用のところ、御出席賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本定例会に提案されます案件は、平成28年度補正予算及び平成29年度当初予算など、極めて重要な案件が提案されます。慎重な御審議の上、適切妥当な結論が得られることをお願い申し上げますとともに、円滑なる議会運営に御協力を賜りますよう、あわせてお願いを申し上げ、開会の挨拶とさせていただきます。

それでは、代表理事から挨拶を受けます。

木村代表理事。

○木村代表理事 こんにちは。それでは、相楽郡広域事務組合に当たりまして、御挨拶を申し上げます。

本日は平成29年第1回相楽郡広域事務組合議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様方におかれましては公私とも何かと大変御多用の中、御出席を賜りまことにありがとうございます。

平素は、当組合の運営に格別の御理解と御協力をいただいておりまして、改めて厚くお礼を申し上げます。

さて、我が国の景気は、雇用・所得環境が引き続き改善し、景気回復が見込まれると言われておりますけれども、その実感がないのが現状でございます。

御承知のとおり、現在国会では、一般会計の総額が97兆4,000億円までにのぼ

る、来年度予算案が審議されております。

平成29年度は、「経済・財政計画」の2年目に当たることや、「一億総活躍社会」が実現段階に入ることなどに向けた取り組みや、引き続き地方創生関連の予算措置がなされるものの、私たち地方自治体を取り巻く環境も、厳しい状況が続いております。

また、構成市町村の財政は、地方交付税の抑制や社会福祉関係経費の増加等によりまして、引き続き非常に厳しい状況が続いております。

このような中、財源の約73%が構成市町村の分担金である本組合といたしましては、事務の効率化を図りながら、効果的な組合運営を目指し、積極的なコスト削減を図る一方、し尿処理事業を中心に、消費生活センターや休日応急診療所の運営など、住民生活における安心に直接つながる事業を進めているところでございます。

それではここで、昨年11月21日に開催しました定例議会以降の本組合の主な内容について御報告申し上げます。

1点目は、し尿処理業務についてでございます。し尿及び浄化槽汚泥の搬入量につきましては、下水道の進捗によりまして、年々減少しており、平成28年12月末現在で、し尿は前年比8.6%の減、浄化槽汚泥は前年比4.6%の減であり、全体では6.3%の減少となっており、今後も減少していくことが予想されます。

また、大谷処理場運転維持管理業務につきましては、平成17年度より「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業務の合理化に関する特別措置法」いわゆる「合特法」の趣旨を踏まえた措置として、し尿・浄化槽汚泥収集運搬業者で構成されます京都南部環境事業協同組合に委託して業務を遂行しているところでございます。平成28年度の施設処理及び運転管理は、大きなトラブルもなく、水質も良好で安定的な運転管理が行われ、予定しております修繕工事も全て終了しております。

また、今年度は、「大谷処理場長寿命化総合計画」を策定しております。本計画は、「施設保全計画」と「延命化計画」で構成され、現在、取りまとめの最終段階に来ております。詳細につきましては、この後、行政報告で事務局長から説明をさせていただきます。なお、延命化工事までのスケジュールは、平成29年度に循環型社会形成交付金を活用するため、「循環型社会推進地域計画」を策定、平成30年度に基幹的設備改良工事の発注仕様書の作成等の発注手続を進め、平成31年度から32年度に基幹的設備改良工事を実施する計画としております。

2点目は、相楽消費生活センターについてであります。平成28年12月末現在での相談件数につきましては、433件、1日平均2.4件の相談でございます。前年と比較しますと35件、7.5%の減少となっております。年代別に見ますと40歳代が最も多く、僅差で70歳代以上、それに次いで50歳代、60歳代で、60歳代以上の割合で37%を占めておりますが、前年同期に比べ40歳代、50歳代の件数が増加して

おります。

相談内容で一番多い相談は、アダルト情報サイトの利用料と称し、高額な請求を受ける不当・架空請求やワンクリック請求関係で96件、続いてリフォーム工事や貸し家の退去などの戸建て住宅関係で22件、3番目は中古車の購入など自動車に関する相談で17件となっております。

消費者教育及び啓発事業といたしまして、本年度も自立した賢い消費者の育成を目指し、9月から10月にかけて消費生活講座を4回開講し、延べ102の方に参加していただきました。また、悪質商法等に関する意識を高め、消費者被害を防止するため、消費生活出前講座を本年3月までに計12回、約233の方々を対象に実施する予定でございます。

次に、本年度も昨年度に引き続きまして、各市町村等のイベントや消防フェアに本センターのブースを出展させていただき、消費者クイズの実施とあわせまして、本センターのPRを行うとともに、京都府、構成市町村等との共催によりまして、山城地域消費生活リレー講座を7月28日に、そして精華町役場で「親子で学ぼうお買い物」のテーマで16組42人が参加のもと開催し、2月1日には木津川市東部交流会館で「老いる前に身の回りを整理しよう」というテーマで、18人参加のもと開催いたしました。

さらに、2月12日には「24回相楽の文化を創るつどい」が、出演者88人、御来場者約160人の参加のもと開催され、第1部では京都府との共催で、消費生活講座として、NPO法人発起塾シニアミュージカル劇団によります振り込め詐欺撲滅ミュージカルを、また本センター相談員によります講座を行いました。第2部は10団体出演による舞台発表でございました。

なお、これら消費生活センター事業の大部分は、京都府消費者行政活性化事業費補助金を活用させていただいておりますが、今年度分につきましては、昨年7月26日に交付申請どおり、711万6,000円の交付決定があったところでございます。年度末を控え実績見込み額に応じた変更申請を行い、平成29年2月16日に700万2,000円の変更交付決定がございました。

3点目は、相楽休日応急診療所についてでございます。平成28年12月末現在での受診者数は463人、1日当たりの受診者数は、平均しますと8.9人でありました。年末年始の受診者数は、本格的なインフルエンザの流行がなかったものの、昨年度より増加、5日間で89人、1日当たり平均18人が受診され、昨年度の平均13人を上回りました。

また、京都府は2月2日にインフルエンザの感染が拡大しているとして、府内全域に警報を、レベルを超過したと発表されました。当診療所におきましては、インフルエンザの受診者が増加しており、1月22日から2月12日までの5診療日で、受診者

数164人のうち103人がインフルエンザ患者がありました。

4点目は、相楽会館についてであります。御承知のとおり、貸室は大ホールのみで、平成28年12月末現在の実績は19件、1,771人の利用であります。また、相楽会館の今後のあり方につきましては、広域圏幹事会におきまして協議がなされた結果を踏まえまして、理事会においても慎重に審議しました結果、貸館業務は現状のまま継続するが、照明は舞台を中心に設置されているものであることを利用者にも理解していくこととし、使用料収入が見込めない中で客席部分の照度を上げる投資はちょっと難しいとのことで、今後も最小のコストで運営していくことといたしました。

5点目でございますが、特別会計のふるさと市町村圏振興事業では、ホームページにより本組合が保有します情報の発信をしております。また、今後のふるさと市町村圏振興事業のあり方及び基金の運用については、広域圏幹事会にて協議がなされた結果を踏まえ、理事会においても慎重に審議しました結果、今後とも基金活用事業を実施していくこととして、具体的な事業内容については、平成29年度に策定する、次期「ふるさと市町村圏計画」に位置づけることを基本として、引き続き、協議を進めていくこととし、基金の運用については、定期預金の期間を、「第2次相楽地区ふるさと市町村圏計画」の期間が満了する平成29年度末までの1年間の運用とし、現在、金融機関5行から預金金利見積を徴取しているところでございます。

以上が、今日までの経過でございます。

さて、今定例会に提案いたします議案は、平成29年度一般会計予算及び特別会計予算など6件であります。

以上、報告を申し上げまして、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長 　　ありがとうございました。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議規則第128条の規定により、議長において指名します。

9番議員、吉岡克弘君、10番議員、畠武志君を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、去る2月6日開催の議会運営委員会において、本日1日間とすることで決定されておりますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 　　異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日間に決定いたしました。

日程第3、行政報告を議題とします。

事務局から行政報告を受けます。

福田事務局長。

○福田事務局長 事務局長の福田でございます。代表理事にかわりまして、私のほうから行政報告を申し上げます。

それでは相楽郡広域事務組合大谷処理場、長寿命化総合計画（案）につきまして、その概要を報告いたします。

相楽郡広域事務組合が設置する大谷処理場は、平成13年4月の稼働開始から15年が経過しており、設備の老朽化に加え、搬入量の減少等運転条件が大きく変化しています。

このような状況において、組合では施設の延命化を図るべく、平成26年度に施設整備基本構想を策定するとともに、平成27年度には生活排水処理基本計画を策定し、将来的に必要な施設規模の見通しを立てまいりました。

本年度は、一般財団法人日本環境衛生センターに策定委託をして、大谷処理場長寿命化計画を3月末までに策定予定であります。

今回御説明いたします長寿命化総合計画（案）は、施設の性能を長期間維持していくために、設備・機器に対して適切な保全方式や管理基準を定めた施設保全計画を策定するとともに、施設保全計画に基づいて施設を適正に維持しても生じてしまう性能の低下に対応するため、基幹的設備装置の更新等の整備実施のための延命化計画を策定し、長寿命化総合計画として取りまとめたものです。

なお、環境省の循環型社会形成推進交付金を受けるためには、延命化計画を策定すること及びCO₂排出量の削減が交付要件となっており、CO₂の3%以上削減で交付対象事業費の3分の1、20%以上の削減で2分の1の交付が受けられるものとなっています。

それでは概要版をごらんください。

1ページは、計画の基本方針について記載しております。大谷処理場のこれまでの経緯とし尿処理施設の延命化の重要性について整理した上で、「施設の性能を長期に維持していくために、設備・機器に対し適切な保全方式及び機器別管理基準を定めた施設保全計画を策定するとともに、施設保全計画に基づき施設を適正に維持しても生じる性能の低下に反応するため、必要となる基幹的設備装置の更新等の整備実施に向けた延命化計画を策定し、施設全体の長寿命化に資すること」を基本方針としています。

次に2ページ目には、計画の策定方法及び手順を示しています。環境省では平成27年3月に「廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引き（し尿処理施設・汚泥再生処理センター編）改訂版」を公表しており、本計画はこれに基づいて策定しております。

長寿命化総合計画は「施設保全計画」と「延命化計画」で構成されます。

施設保全計画は、施設の性能を長期に維持していくために、設備・機器に対して適切な保全方式を定め、適切な補修等の整備を行うことで、設備・機器の更新周期の延伸を図ることを目的としております。策定手順といたしましては、維持補修データの収集整備をし、設備・機器リストを作成した上で各設備機器の保全方式を選定し、機器別の管理基準を設定します。

一方、延命化計画は、長期稼働に伴う施設性能の低下や老朽化に対して、基幹的設備や機器更新等の整備を適切な時期に、かつ計画的に行うことで、施設の延命化を図ることを目的としています。延命化計画の策定手順といたしましては、延命化の目標年度を設定した上で、延命化工事の時期や内容を設定し、ライフサイクルコスト及びCO₂削減効果について検討します。

次に3ページでは、大谷処理場の概要についてまとめております。現在の大谷処理場は、計画処理能力76kL/日の高負荷脱窒素処理方式のし尿処理施設で、し尿を処理することによって発生する汚泥は、施設内で乾燥・焼却に、焼却灰を場外搬出して埋め立て処分をしています。

4ページには処理工程図、5ページには全体配置図を示しています。

次に、6ページから施設保全計画の概要について示しています。し尿処理施設は多種多様な設備装置で構成されており、その特性、機能、役割等により重要度ランクがあります。ここでは詳細なリスト等は割愛しておりますが、施設を効果的に保全管理するために、構成する設備・機器について重要性を検討し、主要な設備・機器のリストを作成しました。重要度の決定には、故障が生じた場合の環境面、コスト面等への影響を総合的に考慮し、重要度の高い順にA～Cの3段階に分類しています。

表2に示すとおり、故障した場合に施設の運転停止に結びつく可能性のある設備機器をA分類、故障した場合でも予備機対応が可能であるなど、ある程度の冗長性を有するものや施設稼働に重要で修繕に日数を要しかつ高価な設備機器をB分類、それ以外の設備機器をC分類といたします。

続いて、これらの重要度を踏まえて、各設備機器の保全方式を策定しています。表3に示すとおり、予備系列のあるポンプ類や汎用性のある機器類など、故障しても容易に保全可能なものは、事後保全方式とします。一方、前処理機や脱水機などの大型な設備などの劣化の兆候を把握しにくい、あるいはパッケージ化されて消耗部のみのメンテナンスが行いにくいものは時間基準の予防保全とし、RC製水槽類の劣化・腐食など比較的容易に判断できるものは状態基準の予防保全といたします。

7ページをごらんください。ここではお示しをしておりませんが、機能診断の手法として、主要な設備機器について構成機器の種類に応じた評価方式、管理基準値、実施頻度を検討した上で、機器別管理基準として主要な設備・機器ごとに診断項目、保全方式、

管理基準（評価方式、管理値、診断頻度等）を設定し、検討結果をまとめました。

また、主要設備機器の劣化状況を数値化して評価するための健全度を表4のように設定し、現地調査や定期点検設備報告書、各点検記録の書類調査から得られた最新の設備機器の状態をもとに健全度の評価を行いました。

劣化の予測としては、過去の補修・整備履歴や故障の頻度に加え、定期診断時、機器メーカーによる点検整備時等の目視確認により耐用を予測するものとし、将来的には、保全計画で示す点検周期に沿って実施、記録された整備履歴データを蓄積し、今後の劣化予測に活用するものとしました。また、ここでは割愛しておりますが、現有施設の設備機器に対する整備スケジュールにつきましては、設備・機器の健全度評価及び劣化予測の結果をもとに作成しております。

8ページからは、延命化計画の概要となります。本圏域から排出されるし尿及び浄化槽汚泥は減少傾向にあるものの、今後もし尿処理施設が必要な状況にあり、これらを適正に処理を行うために、老朽化した設備機器の整備や搬入状況に適した施設への改造等による施設の延命化が必要となっています。

のことから、延命化の目標といたしまして、平成31年、32年度に延命化のための施設整備工事を実施した上で、平成33年度から平成48年度までの15年間の延命化を図るものといたしました。延命化の目標とする性能水準の設定に当たり、現有施設の課題について整理したのが表の5でございます。

課題の1として、設備機器の老朽化等への対応が挙げられます。本施設は、平成13年度の稼働開始後15年を経過し、前処理機、汚泥脱水機、乾燥焼却設備等基幹的設備は、耐用年数を超過しており、使用環境が厳しい機器や運転時間の長い機器は突発的な故障や補修費の増加、性能の低下が懸念される状況となっております。このため、今後の長期稼働を考慮すると、抜本的な延命化工事が必要となっています。

課題の2といたしまして、搬入状況変化への対応があります。平成27年度において、本施設の計画処理能力に対する搬入率は55%で、当初38%であった浄化槽汚泥混入比率が58%となっており、搬入物の量や濃度が施設竣工時から大きく変化している状況にありまして、処理機能を不安定化する原因となっています。このため、搬入状況に適した施設へ改造するための抜本的な対策が必要となっています。

課題の3といたしまして、交付金の交付要件にもなっておりますCO2排出量の削減が挙げられます。本施設は、施設稼働に伴う電力の消費、汚泥の乾燥焼却による燃料の消費等により、二酸化炭素等の温室効果ガスを排出しています。温室効果ガスの削減は、地球環境を保全する上で重要な課題であります。このため、延命化工事においては単に機器を修繕、更新するだけではなく、温室効果ガスの削減の観点から、電力使用量や燃料使用量の削減が求められております。

以上の課題を踏まえ、延命化の目標とする性能水準を9ページ、表の6としてまとめています。電力使用量及び燃料使用料を削減することで、省エネルギー化を図ります。

また、施設規模を適正な規模へ変更することによりまして、稼働率を向上させるとともに、処理量の質的・量的変化に対して対応し、処理の信頼性、安定性の向上を図ります。耐用年数や劣化状況等を踏まえた老朽化設備機器の整備を行うことにより、施設の機能回復を図ります。

以上の目標値とする性能水準を達成するために必要となる改良工事の内容を、改良範囲の抽出という形でまとめたものが表7です。

省エネルギー化に対しては、省電力型機器や高効率型機器の採用によって電力削減を図るとともに、汚泥処理方法を焼却処理から高効率脱水処理に変更することによる燃料削減を図ります。

信頼性、安定性の向上に対しては、前処理設備の1系列化や流動床制御システムやデータロガシステムを最新式に更新することなどによりまして、安定運転を確保します。

機能回復に対しましては、老朽化設備の更新、水槽の損傷部分の補修、外壁クラックや屋根補修を行います。

10ページからは、これらの改良工事による延命化の効果について検討しています。環境省が公表している「廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引き」では、延命化の効果として、廃棄物処理ライフサイクルコスト及び延命化対策による二酸化炭素排出量削減効果の2項目について検討することとなっております。

まず廃棄物処理ライフサイクルコスト、以下LCCといいますが、これは施設を延命化する場合と、施設を更新する場合のそれぞれについて、一定期間内のLCCを算出し、比較・評価することとなっております。LCCの対象経費は、延命化工事費または新施設建設費のイニシャルコストと検討対象期間中の点検補修を足し合わせたものとなっております。また、LCCの評価に当たりましては、公共事業に対する社会的割引料を考慮することとなっており、将来かかる費用を現在の価値に換算して比較・評価する方法が手引きに示されているため、ここでは手引きに沿って評価を行っております。

表8には、LCCの検討対象期間を示しております。LCCの検討対象期間は、延命化計画策定の次年度である平成29年度から、目標年度として設定しております平成48年度までとしております。延命化する場合、現有施設の稼働期間が継続し、更新する場合は平成32年度までは現有施設が稼働し、平成33年度から新施設が稼働を開始するものとしています。

施設を延命化する場合と更新する場合のそれぞれのLCCの算出結果を11ページに示しております。

表9が延命化する場合のLCCですが、平成31年度及び平成32年度に改良工事を

実施する計画としていますことから、各年度に20%及び80%の割合で工事費を割り当てております。点検補修費については、本施設におけるこれまでの施設建設費にかかる補修費の割合から設定した将来の想定補修費を割り当てております。右の欄は、公共事業に対する社会的割引率として定められております4%を考慮して、現在価値に換算した金額で示させていただいております。

同様に表10では、施設を更新する場合のLCCを示しております。更新工事費については、環境省が公表しております「廃棄物処理施設の入札・契約データベース」をもとに約16.7億円の設定しております。補修費は延命化する場合と同様に、本施設におけるこれまでの施設建設費に対する補修費の割合から設定した将来の想定補修費を割り当てております。

12ページでは、算出したLCCをもとに、延命化する場合と更新する場合の比較評価を行っております。

表11において、延命化する場合は、検討対象期間の最終年度である平成48年度を延命化の目標年度としているため、施設の残存価格はゼロ円となります。更新する場合は、検討対象期間後も施設は存続します。その分の価格を残存価格として控除する必要があるため、残存価格を設定しております。延命化する場合と更新する場合のLCCを比較をした結果、延命化するほうがLCCを約2.8億円低減することができる結果となっております。

続いて、延命化対策、CO2排出量削減効果について説明をします。表の12をごらんください。

CO2排出量削減効果については、延命化対策前と後の比較により削減率を算出する方法で評価をしております。し尿処理施設におけるCO2の発生要因といたしましては、施設稼働に必要な電力消費によるもの、汚泥焼却に必要とされる化石燃料によるもの、薬品等の運転管理において消費されるものがあります。

延命化対策前のCO2排出量は、1年当たり946トンであるのに対しまして、延命化対策後は電力使用量の削減及び焼却設備廃止に伴います燃料削減によりまして、1年当たり715トンとなると試算されました。その結果、延命化対策によるCO2排出量削減率は24.4%となり、循環型社会形成推進交付金の交付条件である「CO2排出量削減率20%以上」を満たすことから、交付対象事業費の2分の1の交付金が受けられる延命化計画（案）となっております。

以上、延命化計画についてまとめたものが、13ページの表13です。延命化の工事期間は、平成31年度から32年度の2ヵ年工事といたしております。概算工事金額は、初年度1億6,000万円、次年度6億4,000万円、計約8億円を見込んでおります。延命化の目標年度は、延命化工事後15年間稼働を見込みまして、平成48年度と

いたしております。延命化対策によりますCO₂排出量削減率は、約24%と試算しております。

主な延命化対策工事の内容としまして、老朽化設備の更新、省電力型、高効率型機器の採用、前処理設備の一系列化、高効率脱水機の導入によります乾燥焼却設備の廃止、水槽、外壁、屋根補修などを予定しております。

最後になりますが、今後の予定といたしまして、国の交付金を活用して施設整備事業を進めるために必要となる循環型社会形成推進地域計画を、平成29年度において策定・提出し、国の承認を受けたいと考えております。その後、平成30年度に基幹的設備改良工事の発注仕様書の作成等の発注手続を進め、平成31年度当初に工事請負契約の議決をいただきたいと、このように考えております。

以上、行政報告とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長 以上で、行政報告を終わります。

日程第4、同意第1号、相楽郡広域事務組合監査委員の選任についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに代表理事より提案理由の説明を求めます。

木村代表理事。

○木村代表理事 前段、ちょっと長くなりましたが、申しわけございません。

極めて重要な課題でありましたので、事務局長から事前に報告をさせていただきました。

それでは、同意第1号を提案させていただきます。同意第1号、相楽郡広域事務組合監査委員の選任について。

相楽郡広域事務組合監査委員に下記の者を選任したいから、地方自治法第292条において準用する同法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

お名前は、仲北悦雄様。住所は、相楽郡笠置町大字飛鳥路小字小瀬35番地。生年月日は、昭和22年10月22日でございます。なお、経歴等につきましては、笠置町の監査委員、現在2期目の方でございます。それから平成25年5月から、相楽郡広域事務組合の監査委員も務めていただいております。

平成29年2月20日提出。

相楽郡広域事務組合代表理事。

提案理由でございます。先ほど申し上げましたけれども、相楽郡広域事務組合監査委員、仲北悦雄様の任期が、平成29年5月25日をもって満了することに伴いまして、同委員を再任するため、議会の同意を求めるものでございます。

御審議をいただきまして、原案のとおり御同意賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長 以上で、議案の提案説明が終わりました。

この案件は、人事案件でもあり、質疑・討論を省略し、採決することにしたいと思い

ますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、この採決は挙手によって行います。

原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第5、議案第1号、相楽郡広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに代表理事より提案理由の説明を求めます。

木村代表理事。

○木村代表理事 それでは、議案第1号を提案させていただきます。

議案第1号、相楽郡広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

相楽郡広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を、別添のとおり定めます。

平成29年2月20日提出。

相楽郡広域事務組合代表理事。

提案理由でございます。一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員の給与につきましては、平成28年8月8日に人事院勧告がなされ、同年11月16日に給与法改正案が成立されました。

本組合職員の給与につきましても、国家公務員に準拠していますことから、国と同様に扶養手当を改定する必要があるため、職員給与条例の一部を改正するものでございます。

なお、詳細につきましては、事務局長から説明をさせますので、御審議の上、原案のとおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 提案理由の説明がありましたが、補足の説明を求めます。

事務局長。

○福田事務局長 事務局長の福田でございます。それでは議案第1号、相楽郡広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明を申し上げます。

改正内容につきましては、新旧対照表によりまして説明をいたしますので、4ページをお開き願います。

ここには、本則の改正内容が記載されておりまして、平成30年度からの適用とされるものでございます。

第8条、扶養手当の改正でございます。改正前の第8条第2項第2号中では、「子及び孫」とありますが、改正後では「子」と「孫」を別にするものでございます。これは、改正後の同条第3項に規定されていますとおり、「子」の手当額を6,500円から1万円に改定するためでございまして、また、配偶者にかかります手当額につきましては、ほかの扶養親族と同額の6,500円に改定するものでございます。

4ページの下段から7ページ第8条の2第1項から第3項の改正につきましては、先ほど説明しました内容を踏まえまして、所要の改正を行うものでございます。

次に、2ページのほうへ戻っていただきまして、附則の関係でございます。附則の第1項は、施行期日を定めておりまして、平成29年4月1日から施行するものといたしまして、附則の第2項で平成30年3月31日までの間における扶養手当に関する特例を規定しております。

先ほど、30年度以降の適用というところの説明を申し上げましたけれども、29年度におきましてはこの附則が適用されまして、配偶者につきましては1人につき6,500円のところを1万円に、子供につきましては1人につき1万円を8,000円とするのが主な内容でございます。

これに伴いまして、本組合職員への影響額でございますけれども、支給対象者は3人でございまして、扶養親族が配偶者と子供の場合は、これが異なりますけれども、28年度に比べまして29年度予算では3万6,000円、4%の増額となりまして、平成30年度以降で9万6,000円、10.7%の増額となる見込みでございます。

以上、第1号の補足説明といたします。よろしくお願ひいたします。

○議長 以上で、議案の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

西山議員。

○西山議員 西山です。まず、そもそもこの改正の目的というのはどのように考えていらっしゃるのか、これが一つです。

それで二つ目なんですけれども、今、3人職員がいらっしゃって、来年度、その次という2年間にかけて予算の増額ということをおっしゃられました。ということは、職員全てに対しての影響は、増額になるのところもあると思うんです。

それで、子供さんが2人以上でしたら増額になると思うんですが、先ほど配偶者プラス子供2人、職員はそういう形になっているということなんですが、例えば子供さん1人の場合だとどうなるのか、具体的に教えていただけますか。三つです。

○議長 木村代表理事。

○木村代表理事 細部にわたっては事務局長からお答えをさせていただきますけれども、おおむね給料、職員手当につきましては、昨年の夏に人事勧告がされますと、それに準拠して、改正するもので、今回提案をさせていただいたところでございます。影響につきましては、先ほど一部説明がありましたけれども、もう一度局長からお答えします。

○議長 事務局長。

○福田事務局長 事務局長でございます。西山議員さんの御質問でございます。先ほど3人の職員が対象ということを申し上げまして、それぞれがこの中で条例改正によって、増額になってきているんですが、個別になりますけれども、私がですけれども、私は配偶者手当というのはなしでございまして、子供は2人で、子供分で年間31万2,000円増額ということでございます。30年度以後につきましては、27万5,000円が31万2,000円に、さらには36万円と。

あと、2人の職員につきましては、29年度は28年度と同額、30年度以降につきましては1人6,000円の増額ということになりますと、先ほど申しました総額では29年度は3万6,000円で4%の増、30年度以降につきましては9万6,000円、10.7%の増、このようになります。

子供1人の場合につきましては、現行6,500円から平成29年度は8,000円になりますので、1,500円の月額増、30年度以降は1万円になりますので、月額3,500円の増という形でございます。

以上でございます。

○議長 西山議員。

○西山議員 今、三つ質問させていただいたつもりなんですが、一つ目、そもそもの目的、国のはうの改正があったからということで、それをということなんですが、国のはうがどういう思いを持ってこれを改正にしたのかというところの部分を、ちょっとお答えいただきたかったので、そこを最後お願ひいたします。

それで今回は、職員さんに関しては、全ての方が次年度は同額の方がいらっしゃるけれども、増額の方は増額はしている、それでただしこれは、子供に厚きを置いてという形になりますので、今回はこの職員さんに関しては増額になりますけれども、全体としてはそうではない方もいらっしゃるのではないかなどということでちょっとお聞きしました。例えば、子供1人の場合は、1人だけの額でしたら1,500円、そして3,500円ですかね、アップになるということですが、そういった場合の金額、もう一度ちょっと教えていただいて、配偶者手当のほうが減ると思うんですけれども、その場合、どういうふうになるのかというのをお願いします。

○議長 木村代表理事。

○木村代表理事 これも細部に渡っては局長からお答えしますけれども、私も直接、国から聞いたわけではありませんけれども、報道等では国民一億総活躍社会というふうに、そういうことがあったのではないかと思います。

もう一面は、消費社会の中で、何としてでも元気な若い子供さんが将来頑張って活躍できるような、そういう条件をみんなで、国民みんなでつくっていこうじゃないかという思いで、こういうことになったのではないかというふうに思います。

○議長 事務局長。

○福田事務局長 事務局長でございます。再度お答えさせていただきますが、配偶者の手当の推移ということで、28年度は旧条例、現条例では1人1万3,000円、これが附則の適用、29年度では1万円、それから30年以降につきましては6,500円というふうに改正されたということになります。

○議長 西山議員。

○西山議員 そうしましたら、まず数字のほうからいきますけれども、配偶者がそのまま扶養の中の範囲でしたら、まず初年、29年度ではマイナス3,000円、それで子供さんがお一人だったらプラス2,500円になって、マイナス500円ですね。それでその次、30年になりましたら、配偶者手当が半額になると、ですのでマイナス6,500円、それで子供さんは1万円になるということだったので、プラス3,500円だったので、マイナス3,000円というふうになると。私はそういう認識をしているんですけども、ちょっと別々でお答えいただいたので、そこがもし訂正がありましたらよろしくお願ひしたいと思います。

それで最初の目的、理事長おっしゃったように、皆さんのが総活躍ということで、それが扶養の中で活躍しているのかどうかという部分は、ちょっと違うと思うんですね。こういう形で女性が活躍できるようにという、大きな看板は出ていますけれども、要はちょっと自由な選び方ではないような感じを、私は受けているので、そこの部分がちょっと引っかかっているので、お聞きいたしました。金額の中で、私が言っているのはなじめないので、お答えを最後にお願いします。

○議長 事務局長。

○福田事務局長 先ほどの質問に対してお答えいたします。配偶者1人、子供1人の場合でございますが、西山議員おっしゃったとおり、平成28年度は配偶者1万3,000円、子供1人6,500円でございますので、合計月額で1万9,500円、これが平成29年度には、配偶者1万円で子供1人8,000円でございますので、1万8,000円で、平成28年度より1,500円の減。

それで30年度は、配偶者6,500円、子供1人1万円で、合計で1万6,500

円になりますので、平成28年度より月額3,000円の減ということになります。

以上でございます。

○議長 ほかに質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

西山議員。

○西山議員 西山です。この件に対して、反対の討論を行いたいと思います。

今ほどのやりとりの中で、わかる方はわかっていらっしゃると思いますが、例えば子供さんがお一人の場合、これは確実に、そして配偶者の方が扶養のままである場合、これは手当としては減ります。そもそもこの議案というのが、この間にあった、大きな公務員の方の減額が続いてきた中で、今回の制度改正がありましたが、職員の生活を支えることにはなっていません。そういう中でやりくりをしている、配偶者手当を減らして子供手当をふやすというのも、それが子育て応援だとは私は思っておりません。

今、勤務していただいている方、3人にとっては増額になるというのは、今やりとりの中で承知しましたが、頑張っている公務員全体の応援とは言いがたい、その今回の議案に対して、私は反対をいたします。議員の皆さんのお賛同をよろしくお願いします。

以上です。

○議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

議案第1号、相楽郡広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は、挙手によって行います。

原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長 挙手多数あります。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

この際、暫時休憩します。

(休憩)

○議長 休憩前に引き続き、再開します。

日程第6、議案第2号、平成28年度相楽郡広域事務組合一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに代表理事より提案理由の説明を求めます。

木村代表理事。

○木村代表理事 それでは、議案第2号を提案させていただきます。

議案第2号、平成28年度相楽郡広域事務組合一般会計補正予算（第2号）について。

平成28年度相楽郡広域事務組合一般会計補正予算（第2号）を別添のとおり定めます。

平成29年2月20日提出。

相楽郡広域事務組合代表理事。

それでは、提案説明を申し上げます。

今回の一般会計補正予算（第2号）は、平成28年度一般会計予算から、歳入歳出それぞれ1,021万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億5,503万4,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の内容でございますが、まず歳入につきましては、分担金は726万5,000円の減、負担金は310万円の減、使用料で2万6,000円の減、手数料で36万3,000円の減、府補助金で139万4,000円の減、繰越金は210万2,000円の増、雑入で17万1,000円の減となっております。

次に、歳出では、総務管理費で43万6,000円の減、保健衛生費で283万3,000円の減、清掃費で460万7,000円の減、商工費で134万9,000円の減、予備費で99万2,000円の減となっております。

以上、平成28年度一般会計補正予算（第2号）の概要を申し上げまして提案説明とさせていただきます。

なお、詳細につきましては、事務局から説明させますので、御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長 提案理由の説明がありましたが、補足の説明を求めます。

事務局。

○國子主幹 事務局の國子でございます。それでは、議案第2号、平成28年度相楽郡広域事務組合一般会計補正予算（第2号）についての補足説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、主に年度末までの執行見込みに伴います関係科目での更生を行うものでございます。

それでは、歳出から説明申し上げますので、予算書の7ページをお開きください。なお、補正内容の事業ごとの内容につきまして、附属資料としてまとめてございますので、具体的な説明につきましては平成28年度補正予算附属資料により行いますので、恐れ入りますが附属資料の1ページをあわせてお開きください。

まず、附属資料の1ページ上段の、総務費、総務管理費、一般管理費の事務局運営共済費につきましては、43万6,000円の減額補正でございます。これは事業内容の

欄に記載のとおり、平成28年度に更新しました財務会計ソフトの保守業務に係る委託料で10万4,000円の減、同借上料で22万4,000円の減、平成28年度決算から作成する必要があります財務4表作成のための公会計支援業務委託料で10万8,000円の減、それぞれ執行見込みによる減額分でございます。

次に、1ページ下段の、衛生費、保健衛生費、休日応急診療費の休日応急診察所運営経費につきましては、283万3,000円の減額補正でございます。これは、議案第3号で提案の特別会計補正予算におきまして、補正する内容に伴います一般会計からの繰出金の減額でございます。

続きまして、附属資料の2ページに移っていただきまして上段の、衛生費、清掃費、し尿処理費のし尿収集運搬経費につきましては、436万9,000円の減額補正でございます。これは事業内容の欄に記載のとおり、まず1点目はし尿収集運搬業務委託料の実績見込みによる減額が310万円、2点目がし尿くみ取り券の還付金の実績見込みによる減額が10万4,000円でございます。

3点目が臨時職員関係経費で、共済費で3万円の減、賃金で103万5,000円の減、備品購入費で10万円の減、それぞれ執行見込みによる減額分でございます。平成28年度当初予算におきまして、し尿台帳作成のための臨時職員の雇用を予算化しておったわけでございますが、まずは本組合がデータベース化しております台帳を、各市町村に提供した上で、各市町村が保有するデータとどのように照合できるのか、本組合のデータベースそのものを活用するのかといった状況を整理した上で、必要に応じて各市町村がデータベース化することとしたため、全額減額するものであります。

なお、特定財源としまして、し尿処理手数料負担金の実績見込み310万円の充当減がございます。

次に、2ページ下段の、衛生費、清掃費、し尿処理費の大谷処理場運営経費につきましては、23万8,000円の減額補正でございます。これは事業内容の欄に記載のとおり、まず1点目ですが、大谷処理場から発生します清掃汚泥の処分先の現地確認にかかります旅費で3万6,000円の減でございます。2点目が水質と大気分析業務の委託料で3万1,000円の減、3点目が長寿命化総合計画策定業務の委託料で7万9,000円の減、4点目がPCB運搬業務の委託料で7万円の減、5点目がトラックスケール法定検査の委託料で2万2,000円の減、それぞれ執行見込みによる減額分でございます。

なお、特定財源といたしまして、浄化槽汚泥投入手数料の実績見込み36万3,000円の充当減がございます。

附属資料3ページに移りまして上段の、商工費、商工費、商工総務費の消費生活センター運営経費につきましては、134万9,000円の減額補正でございます。これは

事業内容の欄に記載のとおり、まず1点目が臨時職員関係経費で、共済費で3万円の減、賃金で105万円の減、備品購入費で10万円の減、それぞれ執行見込みによる減額分でございます。

平成28年度当初予算におきまして、見守り体制構築のための臨時職員の雇用を予算化してございましたけれども、そちらにつきましてもまずは各市町村における見守り体制の構築が必要なことから、それらの状況を踏まえまして、相楽地域としてどのように進めていくのかということを検討しております関係で、全額減額するものでございます。

2点目が、研修旅費関係経費、旅費で11万4,000円の減、負担金、補助及び交付金で5万5,000円の減で、それぞれ執行見込みによる減額分でございます。平成28年度当初予算におきましては、相談員3人分、職員3人分の経費を予算化し、その財源は全額が京都府消費者行政活性化事業補助金を充当することで財源充当をしておりましたけれども、その後京都府から補助率が2分の1になるという連絡がありましたことから、相談員3人のみ研修に参加させるということとしたためでございます。

なお、特定財源といたしまして、府支出金の実績見込み139万4,000円の充当減がございます。

次に、3ページ下段の、予備費、予備費、予備費の予備費につきましては、99万2,000円の減額補正でございます。これは年度末に向けて必要最小限への減額を行うものでございまして、その他の不用額や財源の変動などとあわせまして、分担金の精算を行うものでございます。

以上が歳出でございます。

続きまして、歳入を御説明申し上げますので、今度は予算書の4ページをお開きください。

歳入では、先ほど説明いたしました、歳出それぞれの財源といたしまして、分担金から6ページの諸収入までの所要の補正を行うものでございます。

特に4ページ最初の分担金につきましては、基礎数値が可能な限り直近のものを使用することとしておりますため、当初予算の段階では仮の数値で算定しておりましたものを、本来の基礎数値に置きまえますとともに、歳出での不用額などによります全体経費額の変動に合わせまして、分担金の算定替えを行ったものでございます。

なお、予算書最後の10ページと11ページには、今回の分担金補正の算出内訳を添付してございますので、後ほど参考にごらんいただければと存じます。

以上、議案第2号の補足説明といたします。

○議長 以上で、議案の提案説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

西山議員。

○西山議員 2点、お願いいいたします。附属資料のほうで言いましたら、まず2ページ、し尿収集運搬経費の中で、御説明にもありましたけれども、台帳のほうの作成ということで、お一人雇ってきっちりとしたものをつくるということで、当初予算にあったものが丸々減額という形になっています。

それで説明の中にありましたように、こちらのデータベースのほうを市町村のほうと照合して、それでそちらできっちり詰めるという話があったと思うんですが、減額だけということで、そちらのほうは出るのかどうかというのを確認をしたいと思います。せっかく最初に予算を組んで、そういうことをしようということで、一番最初にありましたように、大谷処理場の長寿命化総合計画とかということを含めても、基礎的な数値とかそういうのも作成にかかわってくる問題でもありますので、ここがまず一つお願いいいたします。

それで二つ目も同じように、その次のページのところで、3ページの上段で説明いただきました消費生活センターでの人件費の削減です。これも見守り体制の構築ということで、制度化が言われている中で、強化のためにというお話で予算化されていたと思います。これはどのような形で今、進んでいるのか、とりあえず今年度はできていない状態になっているのかとは思うんですけども、その部分をお聞きしたいと思います。

消費生活センターのほうの人員体制のほうも、センター長が兼ねているということで、ちょっと気になったのは研修のほうの金額も、相談員さんだけで研修ということになっていますけれども、この部分もしわ寄せがきているんじゃないかと思いますので、その2点、お願いいいたします。

○議長 事務局長。

○福田事務局長 事務局長でございます。西山議員から2点でございます。

し尿運搬分は関連する内容でございますけれども、減額した理由につきまして、先ほど國子が補足説明した概要のことでございまして、もともとは大谷処理場の台帳整理をしようということで、現状、広域事務組合からいろいろ提案をさせていただいたわけであります。

それは、事の発端は、富田林市で委託料の支払額に問題があったという情報を得まして、くみ取りの委託料を人口1人当たりいくらという計算で、過去20年間を人口調査をしないで、そのまま委託料を払って、10年間で2億7,000万円の過払いだったということです。

このような情報を得まして、相楽地域で人口をどのように把握しているんだということで、広域事務組合と市町村で協議をした結果、人口は市町村が把握し、搬入量は事務

組合が把握すると、こういったところで、1人1日搬出量が市町村によってばらばらということで、搬入量の数値がおかしいのか、人口の押さえ方がおかしいのか、いろんな角度から検討を行った結果、きっちり事務組合で、これは1年間で台帳整備はできるというような思いの中から、臨時職員を雇って聞き取り調査の中で、台帳をつくっていこうというふうなことだったんです。

けれどもまず執行段階に入りまして、5市町村のほうと協議した結果、5市町村のほう、しっかりとくみ取り台帳と言いますか、くみ取り関係、浄化槽関係、下水道関係は下水の料金をいただいておられますので把握されていますけれども、くみ取り、浄化槽につきましては、そういったものが過去からないということもありましたので、まずは事務組合で各業者が提出した、くみ取り日報という形で、浄化槽搬入日報、ここにそれぞれ個人名が書かれておりますので、この個人名のデータベース化を事務組合でしておりますので、それを1年分、5市町村にフィードバックさせていただいて、それぞれ市町村のほうでチェックをかけていただくと、こういうことを28年の夏以降、秋にかけてやらせていただきましたが、各市町村の進捗状況の把握はしておりませんけれども、それぞれの市町村の責任のもとにやっていただくということで、賃金をそのまま執行せずに落とさせていただいたということです。

先ほど、西山議員の御指摘で、それぞれの市町村がどれだけし尿、浄化槽汚泥を排出するかということで、規模を設定する重要な作業だということで、それぞれ事務組合の市町村の役割を分担した中で進めていくというようなことで、29年度におきましても、予算は組んでおりませんが、それぞれ市町村のほうで汗をかいていただくと、こういう状況です。

それから2点目の、商工費のほうの賃金の関係ですけれども、説明は先ほどの補足説明のとおりになりますけれども、これにつきましても、見守りネットワークの構築を、広域事務組合が何とかつくっていきたいという思いの中での賃金の計上だったんですけども、やはり広域事務組合が今できることというのは、生活相談をメインにしておりますので、相談員、消費生活センターが見守りの観点、消費者トラブルの観点から、それぞれ市町村にできている、またつくられる予定のネットワークに、広域事務組合の消費生活センターが参画させていただく、ネットワークの輪の中にセンターが入らせていただくというふうなことでやっていたので、まずは市町村でそういった福祉部局と通じてネットワークをつくられていると思いますので、そこに広域事務組合が設置している消費生活センターが参画させていただくということで、28年度協議をして、29年度、後で説明をさせていただく組合予算の中では、具体的な予算という形ではないんですけども、消費生活相談員さんが今ある市町村のネットワークのところに、どのような消費者被害が今、相楽地区で起こっていますよというふうな情報を、そういうネ

ットワーク会議の中に参加させていただいて、情報を提供させていただいて、実際に高齢者等の見守りをされる方の見守りに活用していただくといったことが話し合われまして、結果、28年度当初に上げました予算をそのまま減額をさせていただく補正予算を今回提案させていただく、こういうことでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長 西山議員。

○西山議員 丁寧な説明、ありがとうございます。そうしましたら、一つ目のところは、本当に今後のことの基礎の形になると思うんですね。先ほど行政報告で説明いただきました資料のほうを見ていても、金額が結構大きな金額が払われるという話ですし、それでこの定例会の資料集の中でも、市町村別のし尿の搬入の実績というのがありますけれども、私から見てどうなんだろうと思うのは、人口に対してというわけではないとは思いますが、これは本当に合っているのかどうかというのを、ちゃんとチェックはしないといけないと思っています。

それで、本来は28年度は、それを市町村にフィードバックしたので、市町村のほうが責任を持ってやっているという中で、29年度にも答えは出るだろうと思っていますので、今後その方向できちと進めさせていただきたいと思いますし、議会自体は臨時会含めて年に3回しかないので、途中は組合のほうでせつづいてでもちゃんとしていただきようにお願いしたいと思っています。

消費生活センターのほうも、私はちょっと木津川市のほうしかわからないですけれども、なかなか形になってというのが今見えていない中で、進んでいないんじゃないかなというちょっと不安があります。この前の文化のつどいでも、担当の方が、まずミュージカルがあって、啓発という形のミュージカルがあって、その後講演という形で具体的な話をさせていただいてというふうに、どんどんやはり、言っても言ってもなかなか被害というのではなくならないという中で、この役割は大きいと思っていますので、そこもきちと進めさせていただきたい。これはただお願いということになりますけれども、よろしくお願ひいたします。

○議長 事務局長。

○福田事務局長 事務局長でございます。し尿処理の関係は大変重要な、し尿の人口を把握するのは、大変重要な案件だと認識しております、市町村のほうも、私どもが渡したデータ、個人情報になりますが、住基台帳と直結させている町もあります。そこは比較的、簡単にできるみたいでけれども、それ以外のところについては手作業、人の手が必要ということで、なかなか進んでいないことも聞いておりますので、担当課長会議にて情報を共有しまして、早い時期につくれますように、迅速に把握し、また報告をさせていただきたいとこのように思っております。

○議長 ほかにありませんか。

宮崎議員。

○宮崎議員 済みません、精華町の宮崎でございます。消費者センターについて、一つお伺いいたします。先ほど見守り体制の構築づくりを事務組合のほうで取り上げて、市町村でしていただいているその構築の中に、センターとして入っていくということをされたということで、その分減額になったわけですけれども、先ほど消費者センターのほうに行きました、今年度どのようなところに出前講座を、その実績をちょっと見てきたわけなんです。そうしたところ、本当に老人クラブの会合であったりとか女性の会であったり、あと精華町でも、見守り隊のようなものがありますので、そういったところに消費者センターとして、出前講座のような形で投げてらっしゃるわけなんですけれども、先ほど御説明いただいたのは、このように出前講座としてそういった構築されつつあるグループの中に進んでいって、説明や研修、講習などをする、そのような受け取り方でよろしいでしょうか。

○議長 事務局長。

○福田事務局長 宮崎議員の御質問ですけれども、当初予算でも解説すると思いますけれども、補正予算の中では、見守りネットワーク構築のきっかけをつくろうということで、人を入れて何とかやっていきたいという思いで進めていたんです。

それで、実際に京都府も昨年、平成26年の6月に成立しました改正消費者安全法の中で、消費者安全地域協議会というものが、任意設置ですけれどもできるということで、年度当初に今ある市町村の、これは京都府の高齢福祉サイトで、絆ネットというのが、事業がありまして、この絆ネットが京都府内で10市町村、八幡市、宮津市、久御山町、精華町、笠置町、京田辺市、京丹後市、与謝野町、亀岡市、南丹市ということで、絆ネットというものが保健所、自治会、老人クラブ等々、そういったネットワークがあります。そういったところに、出前講座で講師を派遣をして、それで消費生活センターの観点でいろいろとその消費者被害を未然に防止するかを講演する事業がありまして、私のところが考えていますのは、まずそれぞれの市町村ごとにネットワーク、これは消費者センターが一概につくるのではなくて、今それぞれ地域や自治会関係にできているネットワークに消費者部局、行政と相談員、センターが入らせていただいて、輪の中に入らせていただいて、啓発をさせていただくということです。

だから出前講座と分けて、ネットワークの構築の部分を考えています、これは29年度予算のところで話をしようと思っていたんですけども、先ほど申しましたように、精華町、笠置町につきましては、絆ネットがございますので、そこに加入していく、まずは29年度させていただいて、京都府におきましても、高齢者福祉サイトで絆ネットを全市町村に広げようという予算が事前にありますので、そちらにつきまして、ちょっと進捗を見ながら、今ある、まずは精華町と笠置町の絆ネットのほうに消費生活

センターのほうが参画させていただくようなことで、今現在考えているところでございます。

ですので、まずはそれぞれの市町村の今あるネットワーク、またこれからつくられるネットワークのところに、消費生活センターも参画させていただくと、このように考えております、ので出前講座とは別になります。

○議長 ほかにありませんか。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第2号、平成28年度相楽郡広域事務組合一般会計補正予算（第2号）についてを採決します。

この採決は、挙手によって行います。

原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長 挙手全員であります。

よって議案第2号、平成28年度相楽郡広域事務組合一般会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第3号、平成28年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに代表理事より提案理由の説明を求めます。

木村代表理事。

○木村代表理事 それでは、議案第3号を提案させていただきます。

議案第3号、平成28年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計補正予算（第1号）について。

平成28年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計補正予算（第1号）を別添のとおり定めます。

平成29年2月20日提出。

相楽郡広域事務組合代表理事。

それでは、提案説明を申し上げます。

今回の特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ99万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,360万9,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の内容でございますが、まず歳入では、休日応急診療所収入で283万3,000円を減額し、繰越金を184万2,000円の増額とするものでございます。

次に歳出では、振興費を9,000円の増額、衛生費を100万円の減額とするものでございます。

以上、平成28年度特別会計補正予算（第1号）の概要を申し上げまして、提案説明とさせていただきます。

なお、詳細につきましては、事務局から説明させます。御審議の上、原案のとおり可決賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長 提案理由の説明がありましたが、補足の説明を求めます。

事務局。

○國子主幹 事務局の國子でございます。それでは、議案第3号、平成28年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計補正予算（第1号）についての補足説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、一般会計補正予算と同様、年度末での執行見込みに伴います関係科目での更生を行うものでございます。

それでは歳出から、附属資料でもちまして具体的な説明を申し上げますので、予算書は5ページを、附属資料は4ページをお開きください。

まず、附属資料4ページ上段の、振興費、振興費、振興総務費のふるさと市町村圏振興事業運営経費につきましては、9,000円の増額補正でございます。これは前年度繰越金の確定に伴う財源余剰分を、ふるさと市町村圏振興事業基金に積み増しするものでございます。

次に、4ページ下段の、衛生費、衛生費、休日応急診療費予備費の休日応急診療所運営予備費につきましては、100万円の減額補正でございます。これは、年度末に向けて必要最小限への減額を行うものでございます。

以上が歳出でございます。

続きまして、歳入を説明申し上げますので、今度は予算書の4ページをお開きください。

歳入では、先ほど説明いたしました歳出の財源といたしまして、一般会計繰入金及び繰越金の所要の補正を行うものでございます。

以上、議案第3号の補足説明といたします。

○議長 以上で、議案の提案説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第3号、平成28年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

この採決は、挙手によって行います。

原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長 挙手全員であります。

よって議案第2号、平成28年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第4号、平成29年度相楽郡広域事務組合一般会計予算についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに代表理事より提案理由の説明を求めます。

木村代表理事。

○木村代表理事 それでは、議案第4号を提案させていただきます。

議案第4号、平成29年度相楽郡広域事務組合一般会計予算について。

平成29年度相楽郡広域事務組合一般会計予算を別添のとおり定めます。

平成29年2月20日提出。

相楽郡広域事務組合代表理事。

それでは、提案説明を申し上げます。

平成29年度一般会計予算の編成に当たりましては、今日の市町村財政の厳しい実態を踏まえ、歳出を厳しく精査し、分担金の削減に努めました。

また、各市町村の衛生、消費生活、医療、財政担当課長会議、さらには全体を統括し調整するために、企画担当課長による広域圏幹事会をそれぞれ開催し、担当部局との調整、協議を十分に行ってまいりました。最終的にそれらの議論を踏まえた上で、理事会において決定をし、提案させていただくものでございます。

平成29年度一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億5,600万円といたしております。前年度と比較して申し上げますと、900万円、2.5%の減額となりました。

歳入歳出予算の主な内容につきまして、説明を申し上げます。

まず、歳入では、分担金及び負担金は3億3,111万8,000円で、歳入総額の

9.3%を占めています。その内訳としましては、分担金は2億6,070万9,000円、負担金は7,040万9,000円でございます。

一方、使用料及び手数料は1,678万9,000円で、歳入総額の4.7%を占めています。

また、府補助金は806万2,000円で、歳入総額の2.3%を占めています。

次に、歳出につきましては、議会費は42万6,000円、総務費は3,788万3,000円、衛生費は3億602万9,000円、商工費は1,072万円7,000円、予備費は93万5,000円をそれぞれ計上いたしております。そのうち衛生費で、予算総額全体の85.9%を占めています。

以上、平成29年度一般会計予算の概要を申し上げまして、提案説明とさせていただきます。

なお、詳細につきましては事務局から説明をさせますので、御審議の上、原案のとおり御可決賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長 提案理由の説明がありましたが、補足の説明を求めます。

事務局長。

○福田事務局長 事務局長の福田でございます。それでは、議案第4号 平成29年度相楽郡広域事務組合一般会計予算につきまして、前年度からの変更点や特に重要な点などを中心に、補足説明を行います。

それでは、歳出から説明申し上げますので、予算書の9ページから16ページまでに及んでおりますが、歳出の説明につきましては、別添の平成29年度予算附属資料、こちらにつきまして、経費ごとの詳しい内訳を記載しておりますので、この附属資料で説明をさせていただきます。

それでは、附属資料の3ページをお願いいたします。まず附属資料の3ページ、議会費、議会費、議会費の議会運営費といたしまして、前年度と同額の42万6,000円の計上でございます。

次に4ページに移っていただきまして、総務費、総務管理費、理事会費の理事会運営費といたしまして、28万1,000円の計上でございます。これも基本的には、前年度と同じ内容でございますが、離就任分の端数調整の関係で、報酬を1,000円増額で見込んでおります。

右側の5ページ、総務費、総務管理費、一般管理費の事務局運営共通費といたしまして、3,479万8,000円の計上でございます。これは組合事務の一般事務経費でございますが、職員人件費そして行政不服審査法の審理員の報酬の増、それから財務会計システムの更新にかかります保守料と借上料、また財務4表作成のための公会計支援業務の委託料の減額などで、前年度より116万9,000円の減少となっています。

次に6ページに移っていただきまして、総務費、総務管理費、一般管理費の広域市町村圏経費といたしまして5,000円、前年度と同額でございます。

右側の7ページ、総務費、総務管理費、相楽会館費の相楽会館管理運営経費といたしまして、273万8,000円の計上でございます。これは相楽会館の維持管理費といたしまして、28年度はワイヤレスマイクの購入をいたしましたが、29年度は相楽聴言センターの床が抜けかけておりまして、大変危険な状態になっておりますので、その改修費用として工事請負費64万円を新規計上いたしますことから、前年度より76万5,000円の増額となっております。

次に8ページに移っていただきまして、総務費、総務管理費、公平委員会費の公平委員会運営費につきましては、前年度と同じ内容で、右側の9ページ、総務費、監査委員費、監査委員費の監査委員運営費につきましても、基本的には前年度と同じ内容でございますが、離就任分の端数調整で1,000円増額しております。

続きまして10ページに移っていただきまして、衛生費、保健衛生費、休日応急診療費の休日応急診療所運営経費といたしまして、1,206万7,000円の計上でございます。これは本来、一般会計で経理すべき経費を、特別会計に移しておりますことから、特別会計での診療所事業の収支不足分を一般会計から繰り出しをするものでございます。

右側の11ページ、衛生費、清掃費、し尿処理費のし尿収集運搬経費といたしまして、7,050万7,000円の計上でございます。これは前年度と比較しますと、本日は・・表にしておりますけれども、し尿では541キロリットルの減、5,588キロリットルの搬入を見込みますことなどによりまして、前年度より820万3,000円の減額となってございます。

次に12ページに移っていただきまして、衛生費、清掃費、し尿処理費の大谷処理場運営経費といたしまして、2億2,345万5,000円の計上でございます。これは大谷処理場の運営にかかります経費でございますが、まず修繕費につきましては、平成27年度に実施をいたしました、一般財団法人日本環境衛生センターによります見積書精査業務より査定をした手法を用いまして計上しますとともに、施設設置から16年目を迎える、突発的な故障の発生に備えますために、緊急時対応予備分といたしまして500万円を、平成27年度から予備的に計上しております。

また、平成26年度策定をいたしました施設整備構想を受けまして、平成27年度は生活排水処理基本計画を、平成28年度につきましては先ほど説明しました、長寿命化総合計画を策定しまして、平成29年度は国の交付金を活用して、施設整備事業を進めるために必要となります「循環型社会形成推進地域計画」並びに廃掃法の施行規則第5条の規定によります精密機能検査のための業務委託料を新規で計上しております。

また、大谷処理場への上水道は、木津川市神童子地区から供給をいただいておりますが、ポンプ等の経年劣化、老朽化によりまして、修繕の必要があると木津川市からの申し入れがありまして、木津川市への負担金283万4,000円を新規計上しております。

右側の13ページ、商工費、商工費、商工総務費の消費生活センター運営経費といたしまして、1,072万7,000円の計上でございます。これはセンター運営のさらなる充実を目指しまして、PRのための啓発資材を初め、今後の安定的なセンター運営に向けた対応や消費者被害の未然防止等の啓発など、京都府消費者行政活性化事業費補助金を引き続き活用するために、今年度は訪問販売お断りステッカーなどのフラグをつくりまして、全戸配布するなどの実費費用がございます関係で、前年度より67万5,000円の増額となっております。

最後に、14ページの予備費を加えまして、以上の歳出合計で3億5,600万円となるものでございます。

続きまして、歳入の説明に移りますので、今度は予算書の6ページをお開き願います。

最初に、第1款、分担金及び負担金の第1項、分担金でございます。分担金総額では、前年度と比較をいたしまして、100万5,000円の減少となっております。

これはそれぞれありますけれども、休日応急診療所分担金で73万4,000円の減、し尿処理分担金で168万3,000円の減、相楽会館分担金で69万5,000円の増、消費生活センター分担金で72万3,000円の増などが主な原因でございますが、市町村ごとの分担金割合の金額につきましては、平成29年度の予算附属資料の19ページから27ページに資料をつけておりますので、後ほど参考にごらんいただきたいと思っております。

次に、第2項、負担金につきましては、各市町村から搬入されましたし尿に量に応じました、各市町村からの負担金でございますが、下水道の普及などによりまして、し尿の搬入量が6,129キロリットルから5,588キロリットル、541キロリットルの減少によりまして、前年度より681万7,000円の減少となっております。

次に、第2款、使用料及び手数料に移りまして、第1項の使用料でございますが、御承知のとおり、消費生活センターや休日応急診療所の開設に伴いまして、相楽会館の貸し室がこの2階の大ホールのみとなっておりますが、施設老朽化などに伴いまして利用が減少しております、前年度と同額の20万円を見込んでいるところでございます。

7ページに移っていいただきまして、第2項の手数料でございますが、浄化槽汚泥投入手数料、これを8,295キロリットル、1,658万9,000円見込んでおります。なお、搬入量は8,562キロリットルから8,295キロリットル、267キロリットル減少する見込みでございます。

次に、第3款、府支出金につきましては、消費生活センター運営に対します府補助金でございますが、平成29年度も補助金の継続が見込まれることから、当初予算の時点で算定できる総額、806万2,000円を見込んでおります。

次に、第4款、繰越金は、前年度と同額でございまして、8ページの第5款、諸収入、雑入、雑入につきましては、財務会計ソフトを相楽郡西部塵埃処理組合と共同して利用しておりましたが、使用料相当額が減少となるもので減額でございます。

以上、歳入合計で3億5,600万円となるものでございます。

以上が、歳入歳出予算の前年度との比較を中心とします概要でございます。

なお、そのほかの関係いたします内容を、資料集という形でつけておりますので、必要に応じましてごらんいただきたいと思っております。

以上、議案第4号の補足説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長 以上で、議案の提案説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

西岡議員。

○西岡議員 4番議員の西岡でございます。予算書の16ページの関係で質問したいと思います。

相楽地域循環型社会形成推進地域計画策定費用ということで、367万4,000円計上されておりますけれどおも、それに関連してでございますけれども、先ほどの行政報告でも、延命化計画の関係での説明がございました。私が質問したいのは、平成18年以降、大谷処理場の継続を、いろんな取り組みが今日まで進められてきたように思うわけでございますけれども、他の例えば他の施設を活用した処理等についても検討した結果、今日に至っているのだということにつきまして、質問をお願いしたいと思います。

○議長 事務局長。

○福田事務局長 事務局長でございます。ただいまの西岡議員の御質問でございます。先ほどの行政報告の中でも、現施設の処理方式を変えないで15年延命化させると、規模を縮小して焼却炉をの廃止をして、脱水をして、それを場外搬出して、具体的には堆肥化まで図っていこうということで計画をしておりますが、ほかの方式、相楽地域では公共下水道等もあるわけです。どう検討したかという御質問、もちろん、公共下水道に投入をするという方法も認められておるわけでございますけれども、そういったところは地元協力もなかなか整わないことから、し尿処理施設を延命化するという方法に至ったわけでございまして、いろんな途中経過の中であらゆる検討はさせていただいた結果ということでございます。

○議長 西岡議員。

○西岡議員 たしか京都府の方針といたしまして、水洗化率の向上、こういう方針が出てるわけですね。そうしますと、一応、例年し尿の量も汚泥の量も結構あったと。それで資料によりますと、平成29年度の搬入量につきましては1万3,883、38キロリットル。これが年々減っているんです。

私の言いたいのは、例えば加茂町の下水道処理センター、処理能力が8,100でして、それで現在処理されてるのが5,641です。余ってるんですよ。それで余って、そこへ投入することで、いわゆる大谷処理場を廃止できるんですよ。それでそんなことではなしに、現実に城南衛生管理組合は下水処理場でやってるんですね、やってるんですよ。どういうやり方でしているかといいますと、下水処理場に持ってきたものを、先に処理して投入するんですね。ここへ放り込んで、いわゆるその処理をすると。

それから、とったものを、いわゆるし尿、いわゆるその汚泥もそういうところに放り込んでるんです。うちの周りで、今、加茂の浄化センターは余ってるんですね。なぜこういうふうに、そのことをやつたら、大谷処理場もう廃止しているんですよ。現在ですよ。

そうしたら、東部の関係は、処理区域に入っていないから、非常に難しいけれども、こういう話もあるかもしれませんけれども、当然、手続上の問題はあるかもしれませんけれども、可能なんです。

もう一度だけ言います。そういうことも含めて、検討の必要があるのではないかと、再度これについては、私は検討をしていただきたいというふうに思うんですけれども、管理者の考え方をお聞かせ願いたいと思います。

○議長 木村代表理事。

○木村代表理事 ただいま西岡議員からの御指摘をいただきましたけれども、いろんな諸般、難しい状況にあるということは御理解いただいていると思います。今のお話にも耳を傾けながら、可能な努力をしたいと、しかし現段階においてはいろいろなことを想定する中で今日に至っているわけですけれども、簡単によっしゃここにどうぞということなら、我々もいろんな諸般な条件を乗り越えてでも努力をさせていただきますけれども、現状においては厳しいということの中で、御指摘はしっかりと受けとめさせていただきます。

○議長 西岡議員。

○西岡議員 代表理事のほうから、御指摘はしっかりと受けとめるということでござります。確かに、いろいろな問題もあります。いろいろ問題があるかと思いますけれども、やはり将来、いわゆる年々し尿量も減っていると、そういうことになりますと、8億のお金をかけて、実際どうなるんだと、これを下水道に投入すれば、必要なくなるんです。もう無駄な、私は再度そういうことについて、立ちどまって検討していただきたいとい

うことをお願いして、私の質問としたいというように思います。ぜひともよろしくお願ひします。

○議長 ほかにありませんか。

西山議員。

○西山議員 西山です。まず、ちょっと職員体制、この間ずっと質問と言いますか、させていただいていたんですけども、資料のほうで言いましたら5ページのほうですね、事務局運営共通費。今、3人でやっていただいている、それでこの間ずっと少ない人数で頑張っていただいているということは、お聞きしているんですけども、本来でしたら相楽の組合のほうの職員の定数条例、これは本来だったら何人ということになっているのか、それで少し前でしたら4人でやってらっしゃったのが、ここ3年ぐらいですか、ちょっと済みません、うろ覚えで悪いんですけども、3人体制になっている中で、事務量もふえておりますし、先ほどからやらないといけないこともたくさんふえています。

それで今、西岡議員のほうから指摘のあったような、そういう方向でもあわせて考える、またそれも一つ、内容的には考えないといけないこともあると思うんです。それでその本当に定数、この体制でできているのかというところをどのようにお考えいただいているのか、それがまず一つです。

それで、それにかかわってなんですけれども、理事会運営費ということで、京都府で要望活動ということでいただいているよね。それで今回も要望書ということで見させていただいている。これは私は認識が間違っていたら、それを指摘してください。その中に3番ということで、相楽東部広域連合に関する財政支援というものがあります。その中で、必要性や人数を補うのに、京都府から職員を派遣いただいているということが書いてあります。これは、京都府のほうに対して、職員派遣をということなんですけれども、こちらで相楽郡広域事務組合に対しては、そういうことをどのような認識を持っていらっしゃるのか、それと、定数とのかかわりでお答えいただきたいと思います。

それで、三つ目です。この間ずっとこの状態ですね、照明のほうの指摘をしてきました。それで今回は、それはもう使用していただく方に理解いただくということ、舞台を中心に設定されているものであるのでということで理解していただく、だからもう、電気の取りかえとかそういうような投資はしないということが、今回はっきり新年度予算では特記事項のところに書いていらっしゃいますし、代表理事の最初の、始まるときのお話の中にも、ちょっと難しいというお言葉で、少し和らげてそのことを言っていらっしゃいます。

それで本当にそれでいいのかというのが、今でも私は舞台を見るたびに、ここに座っているわけではない、この状態なんです。だから本当にそれでよかったのかというの

ラス全体としての方向性というのはどうなったのか、その部分を教えていただきたいと思います。この貸館実態の部分をいつも指摘させていただいている。照明のほうはもうはっきりとした答えを出されましたけれども、この会館自体のほうの扱いというか、そこに関してはどこで話が進んでいるのか、そのほうのお答えをいただきたいと思います。

○議長 木村代表理事。

○木村代表理事 おっしゃることを否定する内容は一切ありません。しかし、現実それぞの市町村の抱えている課題は山ほどあるんです。そういう中で、どれだけやはり最初の経費で事業を展開するかということが、私たちに課せられた責務なんです。だから、職員をもう1人ふやせばいいのかな、そんなことを思いながらも今3人とアルバイトで何とか事業展開ができているということあります。

何もかも全て事業費が減らせるなら、これほど結構なことはないわけありますけれども、それぞの市町村が分担金を納めて、そしてこういう事業を進める中で、やはり御辛抱いただけねばならないことは御辛抱いただく、それでサービスの負担、そういうやはりことの中でどう事業を展開するか、今まさに我々に課された大きな課題に挑戦をさせていただいているところであります。

もちろん会館も、こういう状況の中やはり皆さん非常に使用しにくい状況の中で、我々としてもせめて天井のLEDだけでも交換をしたいなど、こんなことを思うわけでありますけれども、全てやはり市町村の分担金に頼らざるを得ないという、そういう中にあって、次の議会については大谷処理場の会議室でというようなことの、やはりいろんな検討をやりながら、こういう施設でありたい、この辺も思っているところであります。

なお分担金につきましては、当然御承知いただいておりますように、人口が急激に減少しているという、なかなか大変な中で御苦労いただいている、それについてはお互に地方自治体として責任を任される者としても、東部の皆さんに何らかの形で府を通して支援をしてあげてください、こんなことも言って今日を迎えているわけであります。

お互いに連携協力できるところはしっかりと連携協力をすると、そして負担の公平感の中でという議論を担当課長会議でしておりますけれども、やはり人口によって均等割という、あるいは1割2割負担というものをできるだけ、やはり、東部の皆さんのが負担を何とか軽くできないかということの議論はしているわけで、ともに相楽の住民としてお互いに連携協力するという思いは、それぞれの思いとして一致しておりますので、御理解いただきたいなとこのように思います。

○議長 事務局長。

○福田事務局長 事務局長でございます。西山議員からの3点の御質問で、代表理事の部分の補足という形で事務局長のほうから答弁させていただきますが、1点目の職員

体制について、条例はどうなっているかというような御質問があったかと思います。職員定数は条例で、平成16年に条例改正をしておりまして、そのときから、平成16年度以降は5人、定数条例では、定数は5人となっておりまして、御指摘のようにその後、平成25年末に前事務局長が退職された後、25年度から代表理事が申しましたように、臨時職員を新規採用しまして、従来の職員3人と臨時職員1人の4人の事務局体制で事務を進めているのが現状であります。

その間、当組合の事務としては、平成21年度には消費生活センター、それから24年度からは休日応急診療所ということで、新たな業務が加わってまいってはおりますけれども、理事会の中では従来のふるさと市町村圏事業を縮小する中で、現体制で業務を推進していくこうと、こういうような方針がございまして現状になっているところではございますけれども、11月の議題でも監査委員からの報告があったとおり、意見書の中に、数少ない職員数の中で市町村側が求められる全てのことが対応できないというようなことで、今後この方向性を各市町村で十分協議をして進めていただきたいというような御意見をいただいていることがありますので、そういうところから会長の申しました、消費生活センターの守備範囲といいますか業務範囲と市町村の役割、このあたりを市町村とも十分話し合いながら、今後新しいふるさと市町村圏計画の中で、どんなことを意識して府民の事務組合にしていくとかいうこととか、新たな消費生活センターでの見守り体制の構築、また学校現場へのそういった消費者教育の新たなニーズに、事務組合としてどういう形で進めていくのかということを、市町村で十分協議をした上で、改正も含めて、皆適正に事業を進めていきたいというのは思っております。

あと、要望の中で事務組合の、東部連合のほうはそういったことが出てくるんですけれども、一応事務組合の業務の中にはないわけで、新たに5市町村で緊急に取り組まなければならぬような、広域的な大きな事業を、出てくるということになれば、そういうこともお願いしないといけないことが起こるかもしれません。今現状ではそういったところで行いません。

それから会館の問題ですけれども、貸館自体、各市町村でホールをつくられておりますので、その役割は終わっているという状況の中で、新たな投資はしないけれども、利用をされる方には開放して使っていただこうというサービスで、この大ホールは利用と貸館の継続を決定しております。

ただし、相楽会館全体の問題になりますと、1階部分での休日応急診療所の関係、聴覚言語センターにつきましても、聾啞者や難聴者のそういう災害の拠点、また支援の拠点となっている部分もありますし、我々事務局の事務所でもあるわけですけれども、全体的なその場所を、今すぐ新しいところを見つけて移転するというところをすぐにはできませんので、毎年そういう議論の中で、次のそういう適正な場所を含めて、あり方自

体を検討してまいりたいと思いますし、28年度の検討結果ということでありましたら、相楽会館大ホールの利用の仕方、そこにとどまっているということで、そういうことでございますので、どうかよろしくお願ひします。

以上でございます。

○議長 西山議員。

○西山議員 いろいろ内容といいますか、しんどい部分もお伝えいただきました。今、少しづつこういう形でというので整理の中で、貸館としてはというところが見聞きされて、全体として次はやはりきちっと、もう本当に検討していかないといけない部分だと思います。その面からお願ひしたいと思っています。

本当に1階の部分では常に、使っていただいている中で、建物全体の安心、安全というものが、本当に必要なものがそのままになっていていいのかというところもありますし、そこは本当にずっと指摘しておりますけれども、方向性を決めるためのスタートは新年度、していただきたいと思います。

それで職員体制なんですけれども、本当にいろんな事務的なことがふえている中、それもすごく細かい部分とか、あるいは専門的な部分などのところもふえていると思うんです。3人でやっていっているのかどうかというか、やっていただいているんですけれども、1人誰かが何か病気とかになったりしたら、ほかの2人が困ってしまう、全体がとまりかねないというところがある、それはもう少し、少ない中で補完できることではなくて、していただきたいと思っています。

昨年はそういう面の、事務を進めるためのアルバイトさんという感じだったので、私は大いに喜んだんですけども、今回そういうことがありません。予算に反対するつもりはありませんけれども、そういった思いが強く、今回ちょっと不安なところが残っております。その部分は代表理事もくみ取っていただきたいと思っています。

それで確認だけさせていただきたいと思います。休日診療所とかいろいろな業務で、休日出勤とかがふえていると思うんですね。そういったもの、代休なり有休というものがきちっととれているのか、その部分はどうなっていますか。

○議長 事務局長。

○福田事務局長 西山議員の御質問です。休日出勤の際の代休ということで、私の業務ですので私が管理しております。実情を申し上げますと、職員の休日出勤の状況でございますけれども、先ほどから申しますように、相楽郡広域事務組合の業務は、この大ホールの貸し室業務ですね、これは条例上、年末年始の30日、31日、1日、2日、3日の5日間を除くほかの日は全て利用があればお貸しすると、これは夜10時までお貸しすると、土曜日、日曜日関係なくお貸しすると。たまたま利用が少ないということがありまして、職員だけで管理ができます。ほかにシルバー人材センターのほうに、

そういう方はなしで我々で管理しています。

それから、休日応急診療所がスタートしてからは、日曜、祝日、年末年始70日間は、我々事務組合の仕事となりました。この間、理事会の方針もありまして、管理業務は職員ではなくてアルバイトを雇うということで、アルバイト2名で70日間を開場していますが、やはり正月、ゴールデンウィークという連休のところは、私ども職員がサポートする形になっているのが現状です。

ですからそういう意味からしたら、会館と休日診療所だけで365日、消防や警察や病院のような勤務状況になっているのが現状です。そういう中で実態を申し上げますと、28年度は休日診療所で70日間のうち4日間、職員が勤務していると思います。それから相楽会館の管理で土日、年6回、それから消費者センターの関係で各市町村での祭りがございますね。これ全部日曜日なんですね。日曜日ですので日祝の休日出勤、それから大谷処理場の関係で言いますと、槽の清掃とかありまして、そういういたところは搬入のない日、具体的には日曜日、土曜日の立会いがあります。

そういういたところと、あと広域事務組合の広域の事業で社会を明るくする運動とか、土曜日の会館管理とか、そういういた事業も含めまして、全部で21回、年間ですね、年21回ほどの休日出勤がありまして、休日の代休は基本的には労基法上ではその週のうちに、1週間のうちに消化をするというルールですが、業務の関係上できていない月もあります。現状はとれていませんということです。

以上です。

○議長 西山議員。

○西山議員 皆さん、実態をきちっと知っておいていただきたいというのがあります。この間ずっとそういういた形で、代休は一応とれているんだとは思いますけれども、とつていただいていると思いますけれども、お正月とかゴールデンウィーク等含めて出てもらっている。その中で平日休むとその分また仕事がたまるという悪循環になると思うんですね。今、世の中全体に、労働というものをきちとしないといけないという義務、もうちょっとちゃんとしましょうという流れの中で、本当にこの人数でいいのか。そこを今のこのやりとりの中で考えていただきたいと思います。

それで先ほどもう一つの部分、二つだけ最後に代表理事にお答えいただきたい。職員の健康面から見た部分でやっていただきたい、それに対してのお答えと、それから全体のこの会館の方向性、新年度にかけてどのようにしてスタートしていただけるのか、その二つだけお願いします。

○議長 木村代表理事。

○木村代表理事 当然、職員の労働条件等々については、私が責任をとる立場であります。なお、会館の改修等につきましては、何度も何度も担当課長会議等で議論をして、

結果としてはもう予算の中では大改修をするということにはなっておりません。同時に先ほども申し上げましたけれども、いろんなことに調整をしながら、まず何を優先するかというようなことの中で、いろんな人たちの思いは大事にしながら、そして今の厳しい時代の中でどう対応し協力を得ていくか、財政も限界があると思いますので、ここも西山議員のおっしゃった部分については、十分お聞きをしておきたい、このように思います。

○議長 ほかにありませんか。

宮崎議員。

○宮崎議員 精華町の宮崎でございます。補足資料の13ページ、消費生活センター運営経費についてお伺いいたします。

先ほどもちょっとお伺いをしたところなんですけれども、今期事業内容として、学校教育における消費者教育の推進、このようなことが書かれています。本当に学校教育における消費者教育の推進というのは非常に大事なことだと思っておりまして、できれば学校の児童生徒たちに対しても、こういうことが起こっているということをしっかりと伝えていただきたいと思っています。

今、ネット被害がすごく多いというのも現状としてありますし、またオレオレ詐欺においては高齢者の人たちの被害が大変多い。オレオレ詐欺のほうにつきましては、先日相楽文化をつくるつどいの中でも、相談員の方に本当にいろいろと細かくおっしゃっていただきまして、何かあったら相談しに来てくださいねということで、こんなこと、こんなことでも相談してくださいという内容がすごく多岐にわたっておりまして、本当に頑張っていただいているんだなというのを実感したところであります。

それで西山議員もおっしゃっていましたように、やはり同じように、少しでも皆さんに知ってもらう機会というのが大変重要になってくると思っています。ですので、できればたくさんの人たちが集まるところで、そういった相談員の方々の生の声、そして啓発、そういった活動をしていただくのがやはりいいんじゃないかなとすごく感じたところでございます。

文化をつくるつどいでも、人数がそんなに多いとはいえない現状がありました。そういったところもありまして、人が集まるところ、そしてまた児童生徒、そういう幼少期のころからずっと、子供のときから教育をする、そうしますとPTAの方に対しても同じようなことが伝わっていくかなと思っています。

ネット被害は40代、50代が非常に多いということを先ほど言っていたところです。そしてまた、精華町におきましてはシニアスクールなどそういった形で、児童生徒、そういった生徒と高齢者の人たちの密接なつながりもありますので、ネットの構築と先ほどおっしゃっておられましたけれども、そういったさまざまなものル

ートを伝って、こういった被害が起こらないように、未然に防げるようなそといった活動につなげていっていただきたいと思っています。

そといったところで、このように今後ますます被害に遭っている方と、また被害の手口というんですか、このようなことで悪いことをしようと思っている人と、追いかけっこみたいな形でどんどん高度なことになっていると考えると、本当にどこまで続いていくのかな、永遠に続くんだろうなとそういうふうに思うわけです。ですのでそといったところで、特記事項の最後に、効率効果的な運営体制について引き続き検討を進めると書いてありますので、今後どのように進めていかれるか、御質問させていただきます。

○議長 事務局長。

○福田事務局長 事務局長でございます。宮崎議員の御質問でございますけれども、消費者センターの運営につきましては、先ほどから何度も申し上げていますとおり、御指導のほうでできないことというのは、消費者相談、専門相談員によります消費者相談ができません。

啓発等につきましては、市町村でもしていただいているという部分ですので、消費者相談では広域事務組合がやっています消費者センターには、相談全体からの、また全国での相談傾向がそういう被害状況では情報が集中していますので、それをを利用して、迅速に各市町村にお伝えする、また市町村から住民の方にお伝えしていただく、また相談員がそといったような形の相談を常に受けているので、相談員が市町村に出向かせていただいて、被害の未然防止そして早期発見、そして犯罪防止につなげていただけるような取り組みは続けていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長 宮崎議員。

○宮崎議員 先ほど学校教育における消費者教育の推進についてお聞きしたんすけれども、このあたりはどのようにお考えでしょうか。

○議長 事務局長。

○福田事務局長 事務局長でございます。制度上の問題を申し上げますと、実は国活性化交付金がそれぞれ都道府県に基金として積まれていています。それをそれぞれ市町村のほうが事業に活用しております、29年度で既存事業がもう補助金がなくなりまして、29年度から新しい取り組みについては、また9年間補助を継続していただけるという取り組みがございまして、まだ取り組みができていない教育委員会、子供たちへの啓発教育に、何が新規事業で9年、今後9年にかけて取り組めないかということで、それも私ども事務組合は教育委員会を持っていませんので、教育委員会があります三つの木津川市、精華町、東部連合、この三つにアプローチをさせていただいて、そういう現場で相談員の出前講座を開設するとか、そんなことのきっかけになれたら、そ

いう取り組みを初年度として、新規事業の初年度として取り組んでいきたいという思いを持っております。

○議長 宮崎議員。

○宮崎議員 ぜひ連携を組んでいただきまして、進めていただきたいと思いつています。今後ますます、お年寄りの方々の無私の財産を失うというそんなことにならないよう、未然に防げるよう、とても頑張っていただきたいと思っています。よろしくお願ひします。

○議長 ほかにありませんか。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第4号、平成29年度相楽郡広域事務組合一般会計予算についてを採決します。

この採決は、挙手によって行います。

原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長 挙手全員であります。

よって議案第4号、平成29年度相楽郡広域事務組合一般会計予算については、原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第5号、平成29年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計予算についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに代表理事より提案理由の説明を求めます。

木村代表理事。

○木村代表理事 それでは、議案第5号を提案させていただきます。

議案第5号、平成29年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計予算について。

平成29年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計予算を別添のとおり定めます。

平成29年2月20日提出。

相楽郡広域事務組合代表理事。

それでは、提案説明を申し上げます。

平成29年度特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,705万円といたしております。前年度比較では755万円、30.7%の減となっております。

歳入歳出予算の主な内容につきまして、説明申し上げます。

まず歳入では、財産収入は28万1,000円、休日応急診療所収入は1,675万7,000円、繰越金は1万円、諸収入は2,000円をそれぞれ計上しております。

次に、歳出でございます。衛生費で休日応急診療所の運営経費1,675万7,000円を計上しております。また、ふるさと市町村圏振興事業につきましては、本組合の情報を積極的に発信するためのホームページ管理運営に係る経費と、次期ふるさと市町村圏計画の策定経費で5万円を計上いたしております。

以上、平成29年度特別会計予算の概要を申し上げまして提案説明とさせていただきます。

なお、詳細につきましては事務局から説明をさせますので、御審議の上、原案のとおり可決いただきますようにお願い申し上げます。

○議長 提案理由の説明がありましたが、補足の説明を求めます。

事務局長。

○福田事務局長 事務組合の福田でございます。それでは議案第5号、平成29年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計予算につきまして、補足の説明を申し上げます。

特別会計におきましても、一般会計と同じく附属資料をもちまして、歳出から説明申し上げますので、附属資料の15ページをお開き願います。予算書は8ページでございます。

それでは、附属資料の15ページ、振興費、振興費、振興総務費のふるさと市町村圏振興事業運営経費といたしまして、5万円の計上でございます。これは、第2次ふるさと市町村圏計画が29年度末をもちまして満了しますことから、次期計画の策定に係ります経費を新規計上するものでございます。

次に16ページに移っていただきまして、振興費、振興費、事業費のふるさと市町村圏振興事業経費といたしまして、24万3,000円の計上でございます。これは、ふるさと市町村圏の内容を広くお知らせするための、ホームページの管理運営経費でございます。

次に17ページに移っていただきまして、衛生費、衛生費、休日応急診療所の休日応急診療所運営経費といたしまして、1,608万円の計上でございます。これは診療所運営の経費全額でございますが、昨年度と同様の体制で運営するものでございます。

右側の、衛生費、衛生費、休日応急診療所予備費の診療所運営での予備費といたしまして、67万7,000円を加えまして、歳出合計1,705万円となるものでございます。

続きまして歳入の説明でございます。予算書6ページをお願いします。

第1款、財産収入につきましては、前年度より大幅に減少しておりますが、基金7億

円の運用につきましては、定期預金の期間を第2次ふるさと市町村圏計画の期間が満了いたします平成29年度末までの1年間とすることで、預金金利0.04%で28万円、余剰金基金分1,410万円の利息を1,000円見込みまして、28万1,000円の計上をしております。

次の第2款、休日応急診療所収入、第1項、診療報酬収入につきましては、これまでの実績を勘案しまして、確実な収入見込みといたしまして、前年度と同額の469万円を計上しているものでございます。

第2項の一般会計繰入金につきましては、先の一般会計での説明のとおり、1,206万7,000円の計上でございます。

第3款、繰越金は1万円を見込みまして、7ページに移りまして、第4款、諸収入につきましては前年度と同額でございます。

以上、歳入合計で1,705万円となるものでございます。

以上が、歳入歳出予算の概要でございます。

以上、議案第5号の補足説明といたします。よろしくお願ひいたします。

○議長 以上で、議案の提案説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

西岡議員。

○西岡議員 4番議員の西岡でございます。冒頭に代表理事のほうから、ふるさと市町村圏振興事業の状況についてという部分がございます。文字どおりホームページによる情報発信、これが今、基本的には大きいのではないかというふうに思うわけでございます。

私は、前々回ですか、ふるさと市町村圏特別会計は廃止をして、というのが私の考え方でございます。何の意味もない。行財政改革と言うならば、一般会計で処理すればいいというのが私の考え方です。

そういう立場で、基金活用事業をしている、これは、私の考え方で言いますと28万1,000円なければならないというように思うんですけども、今回の元金、7億円ですね。これまで活用してやろうとしておられるのかということなんです。これが1点です。

それから、これから29年度中でわざわざこれを、ふるさと市町村圏の計画を策定すると。ふるさと市町村圏制度というのは、もう国はないんです。変わって出たのが地方創生です。この地方創生で、広域事業をできる限りやらなあかんのです。何年もないです。だからぜひとも、平成30年の当初のときは、特別会計が廃止になるように、一つこれを御討議していただきたいということについても、その決意などをお聞かせ願いたいと思います。その2点、よろしくお願ひします。

○議長 事務局長。

○福田事務局長 西岡議員の御質問でございます。ふるさと市町村圏事業は、制度上の廃止をされておりますし、その中で次期計画をつくってどんなことをするんだということはあります。また、利息も議員の立場にしてみれば、利息の範囲の中では事業の展開はできない、こういう御指摘でございます。

きょうの資料集の30ページをちょっとお開き願いたいんですが、28ページから30ページにかけまして、平成5年からふるさと市町村圏事業を広域事務組合に含んだ計画と小さい字ですが書いておりまして、その30ページの一番右端、29年度の欄をごらんください。ここに7号運営というのが一番上に基金額があります。それからその下に基金額、余剰金として、ちょっと字が見にくいけれども、1,010万円あります。それで備考欄、下ですけれども、ふるさと市町村圏の運営最終年度という形で書いています。

要は、10年前からふるさと市町村圏計画補助金、この事業名のようなふるさと事業を展開してきましたけれども、さらにそれを継続していこうという決定でございます。28万1,000円というのはホームページしかできないということになりました、今考えていますのは、この1,410万円を地域振興事業で活用した計画をつくり、展開をしていきたいということで、具体的な事業内容につきましては、新年度に入りましたら理事会で検討してまいりたいと思っておりますので、以上でございます。

○議長 西岡議員。

○西岡議員 今、事務局長が詳細な説明は、これはいわゆる利子の積み立てでしたものね。それを活用してやれということでございますけれども、これとでも、これとでも、運用益です。私が言いたいのは、地方創生の関係で、事業が幾らでも出てくるんです。国の補助金がついて、やろうと思えば。それをあえて、わざわざ、ふるさと市町村圏計画を策定して、しかも、いわゆる積立金を活用してやる必要があるのかないのか。私はないというふうに思っております。

そのために、広域市町村圏計画にかわる地方創生というのが、確かにあります、計画書があるんだということで、再度、代表理事から御答弁いただいて、ただ基金を管理をしていくということについては理解させていただきます。以上です。

○議長 木村代表理事。

○木村代表理事 当然おっしゃることでは、地方創生で事業展開されているのにうまく便乗して、相楽地域の課題解決に向かっただいいじゃないかということありますけれども、それにはまだ、補助が10分の10とかいうことがあればいいわけですけれども、最近は5対5とかということになっておりますので、いかに事業をそれに便乗するかということについては、なかなか議論しているわけですけれども難しい。おっしゃることについては理解します、このように思います。

○議長 ほかにありませんか。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第5号、平成29年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計予算について
を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長 挙手全員であります。

よって議案第5号、平成29年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計予算について
は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもちまして、平成29年第1回相楽郡広域事務組合議会定例会を閉会します。

本日は長時間にわたり慎重に御審議を賜り、大変ありがとうございました。

議員の皆様の今後ますますの御健勝と御活躍を御祈念申し上げ、大変御苦労さまでございました。

(午後4時55分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

相楽郡広域事務組合議会議長 高味 孝之

会議録署名議員 吉岡 克弘

〃 畑 武志

